

改正	平成11年10月1日	平成12年8月1日
	平成13年6月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成15年4月16日
	平成15年7月1日	平成17年1月1日
	平成17年4月1日	平成18年7月1日
	平成19年4月1日	平成20年1月1日
	平成22年1月1日	平成22年2月1日
	平成23年2月1日	平成24年4月1日
	平成25年3月1日	平成25年4月1日
	平成25年8月26日	平成26年4月1日
	平成29年4月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市都市公園条例、八王子市陵南プール条例及び八王子市運動場条例に基づく各屋外運動施設において、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が直接管理する各運動施設の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設及び利用種目)

第2条 この要綱において、屋外運動施設及び施設の利用種目は、次の定めるところによるものとする。
ただし、教育委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。なお、利用制限等を設けている施設は、別に定める。

(1) 八王子市都市公園条例に基づく運動施設

① 有料運動施設

- 富士森公園陸上競技場 【陸上競技一般】
- 上柚木公園陸上競技場 【陸上競技一般】
- 富士森公園テニスコート（6面） 【硬式・軟式テニス】
- 上柚木公園テニスコート（8面） 【硬式・軟式テニス】
- 大塚公園テニスコート（4面） 【硬式・軟式テニス】
- 大平公園テニスコート（2面） 【硬式・軟式テニス】
- 内裏谷戸公園テニスコート（2面） 【硬式・軟式テニス】
- 松木公園テニスコート（10面） 【硬式・軟式テニス】
- 別所公園テニスコート（2面） 【硬式・軟式テニス】
- 殿入中央公園テニスコート（2面） 【硬式・軟式テニス】
- 久保山公園テニスコート（2面） 【硬式・軟式テニス】
- 戸吹スポーツ公園テニスコート（6面） 【硬式・軟式テニス】
- 富士森公園野球場（八王子市民球場） 【硬式・準硬式・軟式野球】
- 上柚木公園野球場 【硬式・準硬式・軟式野球】
- 大塚公園野球場 【軟式野球・ソフトボール】
- 北野公園野球場 【軟式野球】
- 上柚木公園ソフトボール場 【ソフトボール】

- 戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場（1面 ※2面分割可能）【サッカー・ラグビー】
- 戸吹スポーツ公園スケートパーク【スケートボード・インラインスケート・BMX】
- 戸吹スポーツ公園シャワー
- 大塚公園水泳プール

② 無料運動施設

- 高倉公園野球場【軟式野球・ソフトボール】

(2) 陵南プール条例に基づく運動施設

① 有料運動施設

- 陵南プール

(3) 八王子市運動場条例に基づく運動施設

① 有料運動施設

- 滝ガ原運動場野球場（10面）【軟式野球・ソフトボール】
- 滝ガ原運動場テニスコート（8面）【硬式・軟式テニス】
- 滝ガ原運動場サッカー場兼自転車練習場【サッカー・ラグビー・自転車練習】
- 柵田運動場テニスコート（3面）【硬式・軟式テニス】
- 西寺方グラウンド（2面）【軟式野球・ソフトボール】
- 滝ガ原運動場ソフトボール場（4面）【少年野球・ソフトボール】

② 無料運動施設

- 柵田運動場少年野球場【少年野球・ソフトボール】
- 柵田運動場少年サッカー場【少年サッカー】
- 柵田運動場ゲートボール場【ゲートボール】
- 川町運動場少年野球場【少年野球・ソフトボール】
- 川町運動場少年サッカー場【少年サッカー】

（各運動施設の使用区分）

第3条 各条例に基づく各運動施設の使用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要に応じて変更することができる。

（定義）

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在住者 八王子市内に住所を有する者をいう。
- (2) 在勤者 八王子市内に勤務している者をいう。
- (3) 在学者 八王子市内の学校に通学している者をいう。
- (4) 市外 (1)～(3)以外の者をいう。
- (5) 子ども 中学生以下の者をいう。
- (6) 大人 (5)以外の者をいう。
- (7) 介助者 障害者を介助する者をいう。
- (8) 施設利用カード 条例に基づく運動施設（陸上競技場、プール、スケートパーク及びシャワーは除く）を使用する場合に必要な利用カードをいう。
- (9) スケートパーク利用カード 戸吹スポーツ公園スケートパークを使用する場合に必要な利用カードをいう。
- (10) 個人 施設利用カードまたはスケートパーク利用カードを登録した、施設使用資格のある者をいう。
- (11) 団体 大会を主催する連盟等の団体をいう。
- (12) 保護者 スケートパーク利用カードを登録しようとしている子どもの親権者をいう。
- (13) 保護責任者 子どものスケートパーク使用において、現地に同伴した管理責任の持てる大人（スケートパーク利用登録者）のもの。なお、保護者以外でも保護責任者となることができ

る。

- (14) 事務所 スポーツ施設管理課、上柚木公園陸上競技場事務所、松木公園テニスコート事務所及び戸吹スポーツ公園事務所をいう。
- (15) 管理事務所 スポーツ施設管理課、上柚木公園陸上競技場事務所、松木公園テニスコート事務所及び戸吹スポーツ公園事務所を除く、各運動施設の管理事務所をいう。
- (16) 施設従事者 施設に従事する市職員、委託先及び指定管理者職員をいう。
- (17) 空き施設 予約がなかった施設（面等）をいう。
- (18) 委託施設 施設の管理全般を委託先及び指定管理者が管理をしている施設をいう。
- (19) 当選者 抽選に申し込んで当選した者をいう。
- (20) 予約者 当選者が確定処理を行った者及び空き施設を申し込んだ者をいう。
- (21) 使用者 当該施設を予約した者が、施設管理者の使用承認を受けて使用するものをいう。
- (22) 申請書 運動施設使用申請書をいう。
- (23) 承認書 運動施設使用承認書をいう。
- (24) 要望書 団体等の運動施設使用要望書をいう。

第2章 利用者登録

（施設利用カード登録）

第5条 条例に基づく運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設利用カードの登録をしなければならない（陸上競技場、プール、スケートパーク及びシャワー使用者は除く）。

（施設利用カード登録不要施設）

第6条 施設利用カード登録を必要としない施設は、次の定めるところによる。

- (1) 富士森公園陸上競技場
- (2) 上柚木公園陸上競技場
- (3) 大塚公園水泳プール
- (4) 陵南プール
- (5) 戸吹スポーツ公園スケートパーク
- (6) 戸吹スポーツ公園シャワー

（施設利用カード登録資格者及び登録有効期間）

第7条 施設利用カードの登録は、次の資格を有する者とする。個人については、登録有効期間は発行日から2回目の誕生月の前後1ヶ月の間に更新手続きを行うものとし、以後2年ごとに更新手続きを行うものとする。

1 個人

- (1) 市内個人 市内在住・在勤・在学者で16歳以上の者とする。
- (2) 市外個人 (1)を除く16歳以上の者とする。

2 団体 市内を拠点とし、大会を主催できる連盟等の団体とする。ただし、教育委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。

（スケートパーク利用カード登録）

第8条 戸吹公園スケートパークを使用しようとする者は、あらかじめスケートパーク利用カードの登録をしなければならない。

（スケートパーク利用カード登録資格者及び登録有効期間）

第9条 スケートパーク利用カードの登録は、次の資格を有する者とする。個人登録に限って、登録有効期間は登録した年度末（3月31日）までの1年登録（年度毎）とする。

1 個人登録

- (1) 子ども 4歳以上、中学生以下の者とする。 ※登録の際に保護者の同意が必要
- (2) 大人 (1)以外の者とする。

2 団体 市内を拠点とし、大会を主催できる連盟等の団体とする。ただし、教育委員会が適当と認

めた場合は、この限りではない。

(登録場所)

第10条 施設利用カード登録希望者の登録場所は、施設予約システムに対応している施設とする。(例：スポーツ施設管理課、上柚木公園陸上競技場事務所、松木公園テニスコート事務所、戸吹スポーツ公園事務所、甲の原体育館、総合体育館等)

また、スケートパーク利用カード登録希望者の登録場所は、戸吹スポーツ公園事務所とする。

(登録手続き)

第11条 個人の施設利用カード・スケートパーク利用カードの登録手続きは、登録申請書に必要事項を記入と同時に、本人確認できる書類を提示して申し込むものとする。

(施設利用カード・スケートパーク利用カードの交付)

第12条 登録した個人及び団体は、八王子市施設利用カード・スケートパーク利用カードの交付によって手続きが完了するものとする。

(使用申込資格)

第13条 使用申込資格は、登録申込書に基づくデータ入力の完了と同時に発生し、施設使用の申込資格者となる。

第3章 使用申込み及び抽選方法(陸上競技場、プール、スケートパーク及びシャワーの使用は除く)

(運動施設使用の申込み方法)

第14条 施設使用の申込みについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内個人 インターネットによる抽選予約の申込みとする。申込み開始は、使用希望月の2カ月前の1日から末日までとする。

(2) 団体 年間の大会等の使用を希望する団体は、原則として、前年の11月から12月の間、必要事項を記入した要望書を、該当施設を管理する各事務所(スポーツ施設管理課、上柚木公園陸上競技場事務所、松木公園テニスコート事務所及び戸吹スポーツ公園事務所)へ提出しなければならない。

ただし、年度途中に発生した要望については、その都度、要望施設の該当事務所で手続きをする。

(抽選申込みの回数)

第15条 市内個人の抽選申し込みは、1人1施設2回までとする。

(当選者の決定)

第16条 市内個人の当選者決定は、コンピュータによる抽選とし、団体については、前年度に各団体から提出された要望書に基づき、調整し決定する。

(空き施設の使用)

第17条 市内個人使用でコンピュータによる抽選後、空き施設が生じた場合、使用を希望する月の前月の7日から、市外個人は16日から使用日前日の零時までの間を予約申込み可能とする。

また、団体が使用しようとする場合においても同様とし、その際、必要事項を記入した要望書を、該当施設を管理する各事務所(スポーツ施設管理課、上柚木公園陸上競技場事務所、松木公園テニスコート事務所及び戸吹スポーツ公園事務所)へ提出しなければならない。

(当日の空き施設の使用)

第18条 当日に空き施設が生じた場合は、その使用を可能とし、この空き施設に使用を希望する者は、当該施設(管理事務所)又は各事務所に申し込まなければならない。

なお、その際、施設従事者は重複して予約することのないよう細心の注意を払い、予約入力するものとする。

(ペナルティー)

第19条 予約者が使用日当日に施設の使用のキャンセルをした際は、ペナルティーを科す。期間は、キャンセルの日の属する月の翌々月の1日から3か月間とする。なお、この間は、施設の抽選申込及び空き施設の申込はできない。

第4章 使用申請手続き、使用料の支払い

(運動施設使用申請書の提出)

第20条 個人の予約者は使用当日、当該施設において使用前に管理事務所備え付けの申請書に必要事項を記載し提出しなければならない。ただし、高倉球場（無料施設）については、使用を希望する日の1週間前までに申請書をスポーツ施設管理課に提出しなければならない。

また、団体については委託施設の使用を除き、使用を希望する日の1週間前までに、申請書をスポーツ施設管理課に提出しなければならない。

(使用責任者の記載)

第21条 個人の予約者は使用責任者を定め、申請書の使用責任者欄に必ず記入しなければならない。（団体使用も同じ）

(使用料の支払い)

第22条 有料施設において個人の予約者は、使用当日に当該施設で各条例に基づく使用料を支払わなければならない。

また、団体については、委託施設の使用を除き、使用を希望する日の1週間前までに、スポーツ施設管理課において申請書の提出と同時に使用料を支払わなければならない。

(運動施設使用承認書の交付)

第23条 施設従事者は申請書が提出された際、内容を確認したあと使用料を徴収し、承認書を交付しなければならない。

(運動施設使用承認書の提示)

第24条 団体の施設使用については、使用当日に当該施設で承認書を提示しなければならない。ただし、高倉球場（無料施設）の利用者は承認書を携行し、必要に応じ提示できるようにしなければならない。

(スケートパーク使用券の交付)

第25条 施設従事者は、スケートパーク利用カードを確認のうえ、スケートパークの利用者から使用料を徴収後、スケートパーク使用券を交付しなければならない。

(スケートパーク使用券の提示)

第26条 スケートパークの利用者は、入場時にスケートパーク使用券を提示しなければならない。

(運動施設使用承認書兼領収書及び領収書の交付)

第27条 施設従事者は、有料施設で使用料の支払いがあった場合、申請書の必要事項を確認し、運動施設使用承認書兼領収書を交付しなければならない。また、陸上競技場、プール、スケートパーク及びシャワー利用者には必要に応じて領収書を発行しなければならない。

(使用者の決定)

第28条 有料施設の予約者は、使用料を支払い承認書が交付された時点で使用者になる。

第5章 スケートパークの使用制限

(再入場)

第29条 スケートパークの利用者が、再入場する場合は、スケートパーク使用券を管理者へ提示しなければならない。

(保護責任者)

第30条 4歳から小学生以下の子どもがスケートパークを使用しようとする場合、3人につき1名以上の保護責任者が同伴しなければならない。また、保護責任者は施設を使用する際に、保護責任者申出書を提出しなければならない。（団体使用も同じ）ただし、管理者が行う事業等に関してはこの限りではない。

第6章 使用料の還付

(還付)

第31条 使用料の支払いを済ませた施設において、還付の取り扱いについては次の各号のとおりとする。

- 1 プール及びスケートパークを除く運動施設において、降雨・グラウンド不良等で使用が困難になり、使用を中止しなければならないと判断した場合、その使用料を還付することができる。
- 2 プールにおいて使用中と判断した場合は、使用料の還付または再利用券を交付することができる。
- 3 スケートパークにおいては使用料が1日単位のため、入場後の還付は取り扱わない。

(還付の判断基準)

第32条 還付の判断基準は、使用当日の使用開始前、又は使用開始後1時間未満（半日単位の貸出施設は2時間未満）において、降雨、グラウンド不良等により危険を伴うことから中止と判断した場合に限る。ただし、教育委員会が中止と認めた場合は、この限りではない。

(使用中止の判断)

第33条 使用中止の判断は、それぞれの施設従事者が、使用当日の状況により判断するものとする。

第7章 使用料の減免

(減額)

第34条 教育委員会が適当と認める次の各号の一に該当する場合には、使用料を半額に減額することができる。

- 1 少年硬式野球が滝ガ原運動場野球場を使用した場合（安全面を考慮して同時に相対する2面を使用する）
- 2 中学生が10名以上在籍している市内の少年野球チーム及び、市内中学生の大会を開催する場合の連合体（連盟等）が滝ガ原運動場野球場を使用する場合（貸出方法については別に定める）
- 3 市内の社会教育団体が体育、スポーツを目的として滝ガ原運動場（野球場、ソフトボール場、テニスコート及びサッカー場）にて大会を開催する場合。（社会教育団体については、別に定める）

(免除)

第35条 教育委員会が適当と認める次の各号の一に該当する場合には、使用料を免除することができる。

- 1 市が主催する体育・スポーツ等の行事として使用する場合
- 2 市教育委員会の事業として使用する場合
- 3 障害者が次に掲げる施設を使用する場合（貸出方法については、別に定める）
 - (1) 大塚公園水泳プール
 - (2) 陵南プール
 - (3) 上柚木公園陸上競技場（個人利用）
 - (4) 戸吹スポーツ公園スケートパーク
 - (5) 上記の施設使用で、介助を必要とする場合は、原則として介助者1名。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りではない。
- 4 障害者団体が大会等で施設を使用する場合（貸出方法については、別に定める）
- 5 中学生以下が10名以上在籍している市内の少年野球チーム・少年ソフトボールチーム及び市内の小・中学校、少年大会を開催する場合の連合体（連盟等）が滝ガ原運動場ソフトボール場を使用する場合（貸出方法については、別に定める）

第8章 使用料の無料

(無料)

第36条 教育委員会は、中学生以下が次の施設を使用する場合は、毎週土曜日に限り、使用料を無料とすることができる。

- 1 大塚公園水泳プール
- 2 陵南プール
- 3 上柚木公園陸上競技場（個人利用）

第9章 その他

（特別徴収）

第37条 承認書を受けた団体で、観客から入場料を徴する大会等を開催した場合は、1回につき40,000円を支払わなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第38条 承認書を受けた者は、その使用承認を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。（3月1日使用日から）

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。（4月1日使用日から）

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。（4月1日使用日から）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。（5月1日使用日から）

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

◎スポーツ施設管理課所管の管理施設

区 分	施設名	使用期間	使用時間	閉場期間
早朝	滝ガ原運動場野球場 滝ガ原運動場サッカー場 兼自転車練習場 滝ガ原運動場テニスコート 滝ガ原運動場ソフトボール場	5月～10月の土・日曜日	6：00～8：00	左記、使用期間以外
昼間	富士森公園野球場	4月1日～10月31日	8：45～10：45 10：45～12：45 12：45～14：45 14：45～16：45	12月下旬～3月中旬
		11月1日～3月31日	9：30～11：30 11：40～13：40 13：50～15：50	
昼間	高倉公園野球場 滝ガ原運動場野球場 梶田運動場少年野球場 川町運動場少年野球場 滝ガ原運動場ソフトボール場 滝ガ原運動場サッカー場 兼自転車練習場 梶田運動場少年サッカー場 川町運動場少年サッカー場 西寺方グラウンド	3月1日～10月31日	8：45～10：45 10：45～12：45 12：45～14：45 14：45～16：45 —高倉公園野球場のみ— 16：45～18：45	12月下旬～2月末日 ただし、滝ガ原運動場サッカー場、梶田・川町少年サッカー場は12月29日から1月3日 自転車練習場は路面に亀裂が入ったため使用できない。
		11月1日～2月末日	9：30～11：30 11：40～13：40 13：50～15：50	
	富士森公園陸上競技場	4月1日～12月中旬	8：45～12：45 12：45～16：45	12月下旬～3月末日
昼間	富士森公園テニスコート	3月1日～9月30日	8：00～10：00 10：00～12：00 12：00～14：00 14：00～16：00 16：00～18：00	

		10月1日～2月末日	8:30～10:30 10:30～12:30 12:30～14:30 14:30～16:30	
	滝ガ原運動場テニスコート 柵田運動場テニスコート	4月1日～10月31日	8:45～10:45 10:45～12:45 12:45～14:45 14:45～16:45	滝ガ原運動場クレ ーコートのみ1月から3 月末日まで閉場
	柵田運動場ゲートボール 場	11月1日～3月31日	9:30～11:30 11:40～13:40 13:50～15:50	
	陵南プール 大塚公園水泳プール	7月中旬～8月下旬	9:30～18:00	開場期間以外
夜間	富士森公園野球場	4月1日～10月31日	18:00～20:00 20:00～22:00	11月1日～3月31日
	富士森公園テニスコート	3月1日～9月30日	18:00～20:00 20:00～22:00	12月29日～1月3日
		10月1日～2月末日	16:30～18:30 18:30～20:30	

◎指定管理者が管理している施設

区 分	施設名	使用期間	使用時間	閉場期間
早朝	北野公園野球場	4月1日～10月31日	6:00～8:00	左記、使用期間以外
昼間	上柚木公園陸上競技場	通年〔個人・貸切〕	8:45～12:45 12:45～16:45	12月29日～1月3日
	上柚木公園野球場 上柚木公園ソフトボ ール場 北野公園野球場	4月1日～10月31日	8:45～10:45 10:45～12:45 12:45～14:45 14:45～16:45	12月下旬～3月中旬
		11月1日～3月31日	9:30～11:30 11:40～13:40 13:50～15:50	
	大塚公園野球場	3月下旬～9月30日	8:00～10:00 10:00～12:00 12:00～14:00 14:00～16:00 16:00～18:00	12月下旬～3月中旬
		10月1日～12月28日	8:30～10:30 10:30～12:30 12:30～14:30 14:30～16:30	
上柚木公園テニスコ ート 大塚公園テニスコ ート 大平公園テニスコ ート 内裏谷戸公園テニ スコ ート 松木公園テニスコ ート 別所公園テニスコ ート	3月1日～9月30日	8:00～10:00 10:00～12:00 12:00～14:00 14:00～16:00 16:00～18:00	12月29日～1月3日 ただし、上柚木、 松木テニスコートを 除く	
	10月1日～2月末日	8:30～10:30 10:30～12:30 12:30～14:30 14:30～16:30		

	殿入中央公園テニスコート 久保山公園テニスコート	通年	8:45~10:45 10:45~12:45 12:45~14:45 14:45~16:45	12月29日~1月3日
	戸吹スポーツ公園テニスコート 戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場	通年 ※()について、2月1日~10月31日の夏季は昼間料金対象	8:00~10:00 10:00~12:00 12:00~14:00 14:00~16:00 (16:00~18:00)	
夜間	上柚木公園陸上競技場	通年使用(貸切のみ)	17:00~21:00	12月29日~1月3日
	北野公園野球場	4月1日~10月31日	18:00~20:00 20:00~22:00	11月1日~3月31日
	戸吹スポーツ公園テニスコート 戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場	通年 ※()について、11月1日~1月31日の冬季は夜間料金対象	(16:00~18:00) 18:00~20:00 20:00~22:00	
昼夜間	戸吹スポーツ公園スケートパーク 戸吹スポーツ公園シャワー	通年	8:00~22:00	